

普通預金規定新旧対照表

現 行	改 定 後
<p>略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>16. 規定の変更</p> <p>略</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>現行どおり</p> <p><u>16. 未利用口座管理手数料</u></p> <p><u>(1) 当行が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは本手数料以外の払戻しがない場合は、当行が定める未利用口座管理手数料を徴収します。</u></p> <p><u>(2) 未利用口座管理手数料は、この預金口座から払戻請求書によらず当行所定の方法により引き落とします。</u></p> <p><u>(3) 預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、口座を解約します。解約にあたっては、個別の通知を行わないことがあります。</u></p> <p><u>17. 規定の変更</u></p> <p>現行どおり</p> <p><u>附則 本規定は適用開始日以降に開設された口座に適用されるものとしします。</u></p>

下線部が改定となる部分です。